

施設等利用給付認定の申請内容に

変更はありませんか？

変更がない方は
手続不要です



越谷特別市民
ガーヤちゃん

全員

*家族構成が変わった

新2号・新3号

- *勤務時間が変更となった
- *離職したとき・転職した
- *育児休業を延長又は復職した
- *出産することとなった
(妊娠が判明した時点で提出)



認定の変更手続

- 認定変更申請書(兼)内容変更届
(施設・保育入所課・ホームページで配布)
- 添付資料(変更届に記載あり)

※下の子の保育施設への「入所内定」や「入所保留」に伴い状況が変更となる場合も忘れず手続を！

希望者のみ

*認定区分を変更したい
(新1号認定⇄新2号認定)



認定の申請手続

- 施設等利用給付認定申請書
- エントリーシート
(施設・保育入所課・ホームページで配布)
- 保育の必要性がわかる証明

注意！

いつもと期限がちがいます



越谷特別市民
ガーヤちゃん

提出期限と変更時期

- 4月から変えたい場合
期限：令和5年(2023年)

3月8日(水)

(幼稚園・認定こども園・市役所とも)

- 4月以外で変えたい場合
→ 変更希望の前月10日
(土日祝の場合は次の平日)

越谷市子ども家庭部保育入所課
電話 048-963-9167 (直通)